

不退堂聖純著「墾田報徳序」より見た成立期の報徳思想

阿部 昭

はじめに

「墾田報徳序」は報徳思想の原典とも称される二宮尊徳著「三才報徳金毛録」とほとんど同時期、天保五（一八三四）年七月に入木道師匠不退堂聖純によつて著された報徳仕法の紹介書である。小考では二宮尊徳の依頼をうけて不退堂聖純が著作した「墾田報徳序」の全文を翻刻紹介するとともに、同書を著した不退堂の目を通して見た成立後、まだ間もない揺籃期の報徳思想のありのままの姿をあきらかにしたい。¹

なお、著者は以前、同様のねらいで、やはり「三才報徳金毛録」の成立する前後に、二宮尊徳を補佐し報徳仕法を紹介する書も残した若林金悟とその著書「若林自脩作文集」を紹介した。²ここではそれをも踏まえ、同時代に尊徳や自脩とも交流のあつた不退堂の著した「墾田報徳序」を通じて読み取れる報徳思想の実態を客観的に把握するに努めたい。

- (1) 「墾田報徳序」の報徳思想成立史上での重要性について、注意を喚起したのは岡田博著「報徳と不二孝仲間」(昭和六十年七月、岩田書院)の功績である。
- (2) 拙稿「報徳思想」の成立と「若林自脩作文集」について『国士館史学』第一六号(平成二十四年三月)。

一 校注 不退堂聖純著「墾田報徳序」

「墾田報徳序」の翻刻にあたり、底本として小田原市の報徳博物館蔵の不退堂聖純自筆原本を用いた。底本は表紙を除き全十丁からなる和綴本である。翻刻にあたり、底本の丁数を示すため、1オ(一丁め表)、1ウ(一丁め裏)の記号を頭注に付した。底本で使用される漢字や仮名は、できるだけ原本通りとすることを心懸けたが、史料解釈に資するため、校訂者の責任で原本にはない句読点を加えた。また底本中、三箇所に見られる摺頭表記は、翻刻文では一字闕字の扱いとした。さらに全体の構成を理解し易くし史料分析の便宜に資するため、表紙を除く本文を段落で区切り、①から⑫の番号を付した。補註も段落毎に該当箇所に傍線と番号を付して註記した。

報徳博物館には、明治中期の写本が一冊あり校訂の参考としたが、翻刻はすべて自筆原本によるものとし、写本に見られる一部の重要な異同についてのみ註記した。

(表紙ウワ書)

壘田報徳序

(表紙ウラ、白紙)

① (長方印、印文不詳)

1才 壘田報徳ノ序

二ノ宮氏ハ相州小田原藩ノ人ナリ也。後移^ニ居シ野州芳賀郡櫻^ヲノ縣^ニ。夙^ニ志^{ニス}農業^ニ。興^シ若干^{ハク}之^ノ糜^ハ。勉^シ強^シテ行^ヒ仁^惠一^ヲ。博^クク拯^ニ窮^民一^ヲ。久^クフシテ而不^レ倦^マ。月^ニ往^キ歳^ニ換^リ。熟^ク察^スニ其^ノ成^功一^ヲ。頗^ラル設^ニ彝^倫ノ之^ノ善^矩一^ヲ。其^ノ法^無レ他^ニ。脩^レ農^ヲ安^レ。国^ノ之^ノ道^ニシテ而^シ、上^不レ用^レ。ユル^ニ徹^ヲ、下^不レ厚^スル^ニ。斂^ヲ。使^ニ乙^ムル^ニ其^ノ上^下一^ヲ。驩^慶遞^ヒニ相^悦甲^{コハ}之^ノ術^{ナリ}也。

1ウ 雖^ニ墳^典ノ之^ノ大^猷一^ト、其^ノ揆^一而已^ニ。欽^テ享^ニクル^ノ天^功一^ヲ之^ノ道[、]於^レ是^ニ乎^ニ備^レリ矣[。]蓋^ニ厥^軌軌^トシテ汗^青一^ニ、編^ト為^ルコト拾^ハ八^卷。所^謂ユル開^ニ地^ノ之^ノ無^盡藏^一ヲ、潤^ニヲス^ニ世^々于^レ乏^少一^ヲ之^ノ書^{ナリ}也。故^ニ命^レ名^ヲ為^ニ無^盡開^倉積^一ト矣[。]

註

- (1) 下野国芳賀郡物井村桜町。旗本宇津知行所の在地陣屋所在地。
- (2) 人の守るべき常道であり、ここでは特に仕法の根底にある精神を云う。
- (3) 古典に記されている大いなる道。国を安全平和に保つ施策・制度。

(4) 「軌」は人の踏み行くべき道。櫻町仕法の根底に据えた精神は古典の説くところと変わらぬが、尊徳はそれを広めるため書を著し、書に託した。

(5) 報徳博物館蔵の写本は「五巻」となっている。修正が加わった理由は不詳。

(6) 開発成果の積算見積を雛形として示した尊徳の著書。櫻町仕法五年延長の最終年である天保七年三月に櫻町を訪れた小田原藩士鶴沢作右衛門らが江戸に戻る際、尊徳から預かり持参した十数冊の帳簿のなかに、「無盡開倉積 九冊」が含まれている(「天保七丙申年日記帳 櫻町御陣屋」)、「二宮尊徳全集 第三巻」三九七頁)。また、同様の書が、「無盡開発積」「開発帳」「荅両開発帳」「式両開発帳」「三両開発帳」などの名で、天保六年から九年頃、仕法を求めて櫻町を訪れた関係者に示され、貸し出されている。「編為」拾八巻」が、それらのどれに該当するかは不詳。

②

1ウ 復目フニ飽マテ食ヒ、暖カニ衣テ、終マテ歳、寧ンシ居ヲ、育ニ其ノ子孫一ヲ者多シヤ矣。而農夫則日々ニ觀レテ星而

出テ、觀レテ星而入リ、梳レツリ風ニ、灌レミレ雨ニ、孳々トシテ不レ已マ、所ニ以ナリ糞ニカフ田畝ニ也。然ルニ不レシテ

推ニ其ノ農ノ之徳一ヲ而、以ニテ幽厲ノ之方一ヲ治レル之ヲ者、亦不レ尠カラ矣。

2オ 抑々財非ニ其ノ財一ニ、乍チ有ニ悖リ出ルノ之患一ニ。彼レ陥ニ溺ス互ニ乎。嘆嗟曷ソ以レテ怒ヲ報レユ徳ニ、非レ不レ

害ニ於其ノ身一ヲ也。何如シ、今ニ一宮氏権ニ量シテ其ノ憂一ヒヲ而、著ニハス以レ徳ヲ報レユル徳ニ之理一ヲ。編為ルコト

拾八巻。名ケテ曰ニ「無盡報徳現量鏡」ト。傍ラ論ニス、三才・變化・四序・生殺之道一ヲ。其ノ論明確ニシテ幽ナルコト

若ク深淵ノ、煥タルコト若シ曠日ノ。益厚キコト不レ耻ニチ古人一ニ。

註

- (1) 安らかな暮らしを求め、「華々」として農業に精勵する農民の心。
- (2) 得られた財貨が正しく用いられなければ、の意。
- (3) 為政者による人民統治のありかたを、「農ノ之徳」と「幽厲ノ之方」に對比し、さらに「財」に対する姿勢の違いに比較するなかで、尊徳の仕法の基本精神が「以レ徳ヲ報レユル徳」ところにあると説明される。同時期に不二孝導師若林金悟が著した「若林自脩作文集」でも、「報徳訓」のなかの「年年歳歳不可忘其報徳」に加えた補註の中で、「欲レヌル報レ其ノ恩」者、則必ス以レ徳ヲ報レテ之」と注記されている。なお、尊徳仕法の精神を、「以レ徳ヲ報レユル徳」と評したのは、小田原藩主大久保忠真が最初であるという説が通説となつている。しかし、この説には客観的根拠はない。これが通説化する一因となつた「二宮尊徳全集」の解説は、「文政十三（天保元）年には仕法が順調になつて来た。翌二年に大久保忠真公が日光に参詣し、宇都宮の旅館に召されて櫻町領の成績を報告した。種々の賞詞と奨励の辞を賜はつた。傳説によれば、汝の方法は、「以徳報徳」であると称せられたといふ。（傍点、引用者）」（全集第十五卷一頁、「いの一 報徳金貸付の發端」と、これが伝説に止まることを慎重に注記している。なお、忠真が天保二年正月、日光に参詣したのは事実であるが、その際、尊徳は江戸に滞在しており、参詣の途中で忠真に会うことはなかつた。
- (4) 前掲①段落傍註(5)同様、写本では「五卷」となつているが、自筆原本通りとする。
- (5) 全集第十二卷櫻町仕法には、「天保三壬辰歲改 報徳權量鏡 六」が収録されている（五一―四頁）。原資金老両（永一貫文）、利率三割の利倍計算書で、表紙に六とあることから一―五の計算書（利率五分、老割、一割五分、二割、二割五分）の存在が推定されている（全集解説）。同時期に、「報徳常船鏡」（天保五年日記）、「常船現量鏡」（天保七年日記）、「報徳現量鏡」（天保八年日記）などの書名が記録されており、おそらく同様の書と推定される。同じく「編為コト 拾八卷」とあることから、前掲①段落の「無盡開倉積」との関連も注意される。なお、岡田博氏によつて、これら積算書の作成に、天保三年十一月頃から常陸国真壁郡桑山村の百姓で和算家の大島勇輔がかかわつたことが紹介されている（「報徳と不二孝仲間」一一―六頁）。

③

2 ウ 爰ニ請^レフ治論一説之副文一ヲ。雖^レ然ト人倫ノ之教ヘハ、炳^ニ於先哲ノ之典經^ニ。奚為^レ有^レ解^ニスルコト其ノ異趣^一ヲ哉。且^ツ不肖未^レ明^ニニセ文義^一ヲ。再三辭^レ之ヲ、不^ニ敢^テ肯^一カ而、強^ヒテ尚^レ乞^フ之ヲ。弗^レ能^レ拒^ムコト、竊^カ記^シニ^シ官氏行跡之略^一ヲ、遂^ニ与^フ之ヲ。亦自^ラ知^ス、不^レ能^レ逃^ルコト僭^ル之罪^一ヲ。

註

(一) 尊徳著書として前掲①段落および②段落でとりあげられた「無盡開倉積」「無盡報徳現量鏡」に添える「治論」に関する序文の執筆を、不退堂が求められたことを示す。本書が「壘田報徳序」と称せられる所以である。

④

2 ウ

治民ノ解

3 オ

恭^{シク}惟^{ミル}ニ、陰陽異^レニシ位^ヲ、動靜異^レニス時^ヲ而、皆^ナ不^レ能^レ離^ニ乎大極^一ヲ。雖^レ有^ニ人民貴賤^一、皆原^ニキ帝降之衷^一ニ、具^ニ秉彝之性^一ニ、人々所^レ有^ル也。大^ニ哉、吾邦獨^リ冠^ニ絶^ニ五大洲^一ニ。萬國之真天子ナリ也。四方無^レ不^レ蒙^ニ大化^一ヲ。亦宜^ヘナル哉。大樹・聖君累世倍^ニ布^ニ武威^一ヲ、其ノ徳巍々^ク乎。

3 ウ

大道休明^ニシテ、日^ニ新^ニ於治^一ニ。況^ヤ列侯・諸士・大夫、奉^ニ仲尼ノ之教^一ヲ、斥^ニ習弊ノ之非^一ヲ、準則燦然^トシテ、復明^ニ於世^一ニ。故^ニ使^ム國家澹然^トシテ永^ニ亡^ニ金革ノ患^一ヒ。不^ニ孰^レ愉快^一乎。

註

(1) 「治民」解以下が、「墨田報徳序」の本文に当たる。櫻町仕法とその理念の紹介が、「公」が「民」を治める「治民」＝「仁政」の視点からのみ捉えられ語られようとする点に注意しておきたい。

⑤

3ウ 爰^ニ有^リ白鳥^ハ公^ト、語^ニ兎角^ノ翁^ト曰^ク、我邦多^ク廢田^ト、乏^シ貨財^ト、百姓遺^レ老^ヲ、失^ス賢^ヲ、喪^亡相繼^テ

不^レ巳^マ。深^ク患^レ之^ヲ而^シ已^マ。翁^ト曰^ク、田野不^レ辟^ケ、貨財不^レ聚^ル、非^ニ國^ノ之害^ト也。上無^レ禮、

4才 下^レ無^レ學^ト、賊民興^リ喪^シト無^レ日^ト矣。公今不^レ見^ル泰山^ハ河海^一之弊^乎。古^ノ千經[・]萬典^所以^ハ其^ノ為^レ

道^ト一^也。凡^ソ有^ル血氣^一者、自^ニ王公^一至^{マテ}庶人^一、所^レ愛^ス、唯^ニ而^シ無^レ有^ルト甚^シ於^レ

生^一者^中。所^レ惡^ム、無^レ有^ルト甚^シ於^レ死^一者^中。故^ニ雖^ド得^ル萬物^之味^一以^為中^生養^上、保^ツ人壽^一

之^レ藥^ヲ者、無^レ若^ク米[・]麥^一矣。

註

(1) 「白鳥」は始皇帝に関する故事(燕丹子一上)に現れる想像上の白鳥で、瑞兆を表すとされる。ここでは「公」に「白鳥」の名を冠することで、人物を特定せぬまま優れた名君を暗示している。後続の⑦段落にも、二箇所に「鳥公」の名が現れる。本書の本論では、「白鳥公」または「鳥公」が提示する問題に対し、「翁」が応答する形式で、人民統治のあるべき姿が論述される。「白鳥公」を小田原藩主大久保忠真、「翁」を二宮尊徳と想定する読み方もなし得るが、著者はそのように特定されることを、むしろ避ける意図をもって執筆したと考えるべきであろう。

(2) 前註1を参照。

⑦

5才 烏^ウノ曰^{イハレ}、興^{キョウ}廢^{ヘイ}命^{メイ}也^{ナリ}。何^{ナニ}ヲ以^カ頼^{ラン}命^{メイ}ニ。公^{コウ}屏^{ヘイ}暴^{ボウ}虐^{ゲツ}・賊^{ソク}吝^{キン}ノ之^ノ四^シ惡^{アク}一^ニヲ、以^テ道^{ダウ}徳^{トク}一^ヲ為^レ藩^{ハン}ト、誰^{ナニ}カ有^ル過^カ躒^ニ其^ノ襲^シ險^{ケン}一^ヲ者^ヲ焉^{ナリ}。不^レ凶^ハ民^ヲ、奚^ニ為^ル非^ニ有^ル荒^{カウ}蕪^ウ一^也。公^{コウ}以^レ直^{チキ}報^{ホウ}レ^テ怨^{オン}ニ、百^{ヒャク}姓^{セイ}有^ル過^カ責^{セキ}一^{己^ニカ}躬^{コウ}一^ヲ。

5ウ 居^イニ^ラ恭^{コウ}寬^{カン}信^{シン}敏^{ミン}惠^ヱ一^ニ、隣^{リン}國^{コク}ノ之^ノ民^{ミン}、極^{キョク}負^シテ其^ノ子^コ一^ヲ而^{シテ}至^リ焉^{ナリ}、雖^シ二千里ノ之國一ト、為^シ其^ノ狹^キ一^{シト}乎^{ナリ}。烏^ウノ曰^{イハレ}、^{〔2〕}乏^{ハシ}貨^カ財^ジ一^ニ、如^ク之^ノ何^ヲ。答^{コタヘ}フ、寶^{ホウ}得^{トク}其^ノ寶^{ホウ}一^ヲ者^ハ安^ク、寶^{ホウ}失^シ其^ノ寶^{ホウ}一^ヲ者^ハ危^シ矣^{ナリ}。所^ノ謂^{ユル}土^{ツチ}地^チ・人^ニ民^ニ・政^{セイ}事^ジナリ也^{ナリ}。寶^{ホウ}珠^{シュ}玉^{ギョク}一^ヲ者^ハ、殃^{ヤク}必^ズ及^ブ其^ノ身^ミ一^ニ。公^{コウ}貧^{ヒン}窮^{キョウ}不^レ失^セ義^ギ一^ヲ、彰^{シヤウ}善^{ゼン}一^ヲ、瘴^{シヤウ}惡^{アク}一^ヲ、強^{キヤウ}恕^{ジョ}シテ而^{シテ}、求^ム道^{ダウ}徳^{トク}一^ヲ。生^{シユ}スルコト財^ジ莫^ク近^キ一^{キハ}焉^{ナリ}。國^{コク}無^ク遊^ユ民^{ミン}一^ヲ、不^レ奪^ハ農^{ノウ}ノ時^ジ一^ヲ、生^{シユ}スル者^ヲ衆^{シユ}キトキハ、則^{シテ}財^ジ不^レ可^ク勝^セテ用^ユ一^{ユ也}。

註

(1) 前段で民を守り国を守るの責任は「民ニ長タルノ士」の責任であるとしたのに対し、「烏公」が、一國の興廢は「天命」によるというが、何故「命」に頼ろうとしないのか、と問いつす。

(2) 再び「烏公」が、人民を支配するための資財に乏しいが、これをどうするか、と問いかける。以下、翻刻文の末尾に至る迄、これに応答する論述が始まるが、応答の主について明確な記載はない。しかし、本書の全体の構成からして応答者は「翁」として構想されたものと推定する。

⑧

5ウ 當^{タテ}此^ノ時^{トキ}一^ニ、僅^{カニ}施^セ黄^{ワウ}白^{ハク}兩^{リウ}一^ニ、六^{ロク}拾^{シツ}歲^{サイ}廢^{ヘイ}地^チ一^ニ、開^キ塾^{シユ}貳^ジ拾^{シツ}億^イ七^{シツ}千^{セン}貳^ジ百^{ハク}二^ニ萬^{マン}四^シ千^{セン}六^{ロク}百^{ハク}四^シ拾^{シツ}五^ゴ町^{チウ}壹^{イツ}反^{ハン}八^{ハツ}畝^コ

6 才 貳拾八歩之田^一ヲ。權^ニ量^スレハ其^ノ價^一ヲ、貳百三拾七億二千貳拾四萬六千四百五拾五合也。無^ニ盡^セ藏^之之徳固^ト不^レ可^レ疑^フ矣。

穀高貳百三拾七億貳千二拾四萬六千四百五拾一石八斗九升三合也。無^ニ盡^セ藏^之之徳固^ト不^レ可^レ疑^フ矣。

6 才 百姓^ノ之不^レ見^レ保^シセ、為^ナリ不^ルカ用^レイ恩^ヲ焉。無^ニ恒^ノ産^一者ハ、無^ニシ恒^ノ心^一。故^ニ衣食住足^テ而、後^ニ禮

儀興^リ、教化可^レ行^ハル矣。五常^ノ之道^ハ、非^ニ由^リ外^ニ鑠^一ス。固^{ヨリ}有^ニ於^レ我^一者也。弗^レ行^ハ耳。況^キ懷^ニツク

其^ノ徳^一者、難^ク乎、懷^ニツク其^ノ恵^一者、易^シ乎。所以^シニ鰥寡孤獨、或^ハ廢^疾者、或^ハ不^レ得^ニ以^テ養^一ニ

釋^一者、或^ハ正^ニシテ其^ノ躬^一ヲ、倍^々窮^スル者、使^ム之^ヲ與^ニ飲^食貨財^一ヲ保^中于長^ク壽^上也。

註

(1) 「黄白兩^一」は金一兩を指す。これを「廢地」復興に六十年間投資すること、以下に記されるような成果があげられるとされる。だが、ここではその具体的計算のしかたは示されておらず、不明である。しかも結果として生ずる開墾地反別、其の価、穀高は本書と写本と大きく異なる。その理由も不明である。「懇田報徳序」の書名にもあるように、「廢地」の再開発から生み出される「無盡藏之徳」が、仕法の成否を決する筈であるが、その点は甚だ抽象的である。

(2) 「三才報徳金毛録」「天命治世^一輪廻之因」に、「仁義禮智ハ非^ニ由^リ外^ニ鑠^一ケス我^ニ也、我固^{ヨリ}有^レ之^也、弗^レ思^ハ耳矣。」とある。

⑨

7 才

不^レ輕^ニ寺社祖廟^一ヲ、無^レ遠^ニク爾^{コト}補^一ヲ、尊^ニヒ神仏法^一ヲ、可^レ制^ニス僧侶^ノ之破戒^一ヲ也。百姓子孫至^リ弱

冠^一・壯歳^一、勛^ニ稼穡^一ヲ、近^ニキ孝信^一者ニハ、可^レ與^ニ新廬^一・耒耜^一ヲ也。逸民性善^ニシテ無^ニシハ、情情^一、

可^ニキナリテ而^レ用^ユ之^也。民家應^下不^レ堪^ニハ腐朽^一ニ命^中ス工匠^上ニ也。百姓貯^レ穀^ヲ慮^ニル損益^一者ニハ、

稱^ニケテ貨財^一ヲ、無^レ權^ルコト息^ヲ也。一村^ノ之長、一邑^ノ之老、使^レフニ之^ヲ以^レシ禮^ヲ、親^ムニ之^ニ以^レシ義^ヲ。

必勿^レレ^レ護^レルコト之ヲ矣。使^下窮民ノ之賊^一ヲ幽中^中繫乎^子獄^上ニ。

7 公為^テ民ノ父母^一ト、其ノ子犯^レセハ之ヲ、悔^ミ之ヲ而、厚^ク教^ヘ道^ヲ施^セ財^ヲ。其ノ餘做^レヘ之ニ。應^ト罪^ノ之隨^テ輕

重^ニ以^中省^ク刑罰^上ヲ也。百姓減^シ家^ヲ亡^レナフ身^ヲ者ハ、凡^ソ有^レ挫^ク財^於船^一ヲ。算^ス盈^ス兩金^壹ヲ、于百八拾

遍^一割五分之息元^一ヲ、八百四拾二億五千六百六拾壹萬三千七百八拾貳兩二分貳朱、孔方三拾匹餘也。

5 惡^レ之^ニ見^レレハ之ヲ、稱^ケ貸^シテ而益^ス之ヲ。彼^レ猶^ラ互^ニ相喪^一アカ。

註

(1) 「三才報徳金毛録」田器勸^ス「補修^一之解」に、「有^ハ祖廟^ヲ修^補之^ヲ、有^ハ寺社^ヲ修^補之^ヲ」とある。

(2) 「稱貸」は、名目金。ここでは無利息金の貸付を意味する。「三才報徳金毛録」「財宝増減之解」に、「稱^ズ貸^テ貨^財ヲ而、益^ス之^者、損^セハ彼^ヲ損^ス是^ヲ、益^スレハ彼^ヲ益^ス是^ヲ、彼^レ是^レ之因果^相對^シテ、如^ク車輪^之廻^ル」とある。

(3) 「財」は道にもとづき生かされるべきであり、それを誤れば、家を滅ぼし身を亡ぼすことにもなる。

(4) 「算盈」は計算の結果、大きな数を算出すること。ここでは、貸金の利息の計算か。しかし、以下の数値が、どのような計算の結果、算出されたものかは、不詳。前述の写本の計算結果は、本書と大きく違っている。

(5) 「之」は財貨の果たす役割。それを金融資金として用いた際のはたらきについて考え見ると、の意味か。

⑩

8 才 為^テ民ノ父母^一ト、勿^レ好^ム亡^亡滅^一ヲ。百姓子孫幼穉^之輩^ヲ令^レ學^ハ書^數ヲ。使^下歲^{十三}已^滿男^一勉^中于

族世^ノ之所^上レ。使^下女子^一誣^ニ蚕布^ノ之職^一ヲ有^中孝^養也。憲^シ邦^内絹^服・金^銀・玉^飾之^一仗^一リヲ、

禁^シ博^奕ヲ、使^下飲^酒以^レ正^レ禮^度也。四^民不^レ可^レ近^ク順^{ナル}者^一モ、不^レ可^レ遠^ク逆^{ナル}者^一モ、

深ク察^ニセヨ其ノ行跡^一ヲ、諂^カワ者ハ私^ニス其レ終^ニ乎。

8ウ 有^ル財者ヲ禮スルハ、是レ偽^レルナリ也。雖^レ有^ニト治^レルノ民ヲ之道区々トシテ〔1〕麤細權與^一焉、不^レ盡^ニキ華陳^一ニ乎。凡^ソ若^ク此ノ行^ニテ仁惠^一ヲ而、行有^レ不^ルコト得者ハ、反^テ求^ニ諸^レ己^一ニ、其ノ躬正^ラシテ而、甲^ニセヨ厥^ノ民^一ヲ。由^ニシ水ノ之就^カ下^キニ、沛然^トシテ德教溢^ル乎四海^一ニ矣。蓋^シ修^メ身ヲ治^レムルノ人ヲ之道、其^レ自^レシテ家而、國自^レシテ國而、天下特^ニ推^ス之^ヲ而已^一。

註

(1) 人民統治の基本となることの大小さまざま。

(2) 民を思いやり、慰めること。

⑪

8ウ 行^ニ惠^ヲ有^リ方チ、使^シメ廢^{斂^{〔1〕}}ヲ取^ニリ千ニ於五^一ヲ、取^ニル萬ニ於六^一ヲ、其^レ以^テ贍^ララ矣。

9オ 治^ルコトハ地^ヲ莫^シ善^ニハ於助^一ヨリ。莫^レ不^ルハ善^ニカ於貢^一ヨリ。勿^レ使^シ下^ルコト必^ズ織^蓄・筋力^一ヲ失^セ其ノ道^上ヲ。誰^カ無^シテ施^シ有^レン獲^{コト}矣。戒^レヨ之^ヲ、戒^レヨ之^ヲ。出^ニタル乎爾^一ニ者ハ反^ル乎爾^一ニ者也。夫^レ民今^ニシテ、而^{シテ}後^ニ得^ルナリ反^レスコト之^ヲ也。君無^レン尤^ムルコト焉。先王^ノ道^ハ自^ラ耕^ニ藉^{田^{〔2〕}}ニ以^テ為^シ農^ノ先^一ヲ、夙^トニ興^キ夜^ハニ寐^ネテ、愛^ニ勞^シテ萬民^一ヲ而、務^テ以^テ求^ム賢^ヲ。其^レ仁道不^レ遐^{カラ}乎。徳^翰キコト如^シ羽^ノ、求^レレハ焉^ニ、斯^ニ至^ル矣、無^レシ他。修^ニメ天爵^一ヲ誼^ヲシフシテ己^ヲ不^レ倦^マ。不^レ耻^ニテ惡衣惡食^一。

9ウ 不^ニ獨^リ親^ニト其親^一ヲ、不^ニ獨^リ子^ニト其子^一ヲ、己^カ所^レ好^ムハ與^レ衆好^レ之^ヲ、己^カ所^レ惡^ムハ與^レ衆惡^レ之^ヲ、

人爵不^レ待^レ求^レルコトヲ^レ而、自^ラ至^ル焉。

註

(1) 物欲しそうにすること。

(2) 「治^ルコト地^ツ」は、天命に対し、人君の政、人民統治のことを指す。

(3) 「三才報徳金毛録」「田徳扶^ニ助人倫^一之解」に、「堯舜自^ラ作^テ耒耜^ヲ、耕^ニ籍田^ニ為^ス農ノ先務^一」とある。

⑫

9ウ

復^タ使^フニ^レ於^レ臣^一ヲ有^レ道乎。君ノ之視^レルコト臣^ヲ、如^ニナレハ手足^一ノ、則^レ臣視^レルコト君^ヲ如^ニシ腹心^一ノ。君ノ之視^レルコト臣^ヲ如^ニナレハ犬馬^一ノ、則^レ臣視^レルコト君^ヲ如^ニシ國人^一。君ノ之視^レルコト臣^ヲ如^ニナレハ土芥^一ノ、則^レ臣視^レルコト君^ヲ如^ニシ寇讐^一ノ。故^ニ臣不^レ遣^レスレ^レ君^ヲ、君不^レ輕^レ臣^ヲ、臨^テ改^メ令^ヲ、斥^レ邪施^シ正^ヲ、遠^ニ倭人^一ヲ、重^ニ忠^一信^一ヲ、以^テ御^ニ于家邦^一ヲ。百官有^レ司莫^ニ敢^テ不^レ服^セ。苟^モ為^ニ後^レニシテ義^ヲ而先^レ利^ヲ、不^レ奪^ハ不^レ廢^カ。其^レ君臣^一一心上下以^レ無^ニ怒讐^一、所^ニ以^テ為^ニ萬世^一之治效^一也。咨^テ惟^レ徳動^レ天^ヲ。無^ニ遠^ク弗^レ届^ラ。奚^ヲ為^レ其^レ雖^レ有^レ智、無^レ仁。雖^レ有^レ仁、無^レ勇。雖^レ有^レ勇、無^レ土地^一。雖^レ有^レ土地^一、無^レ世臣^一。雖^レ有^レ世臣^一、無^レ田。雖^レ有^レ田、無^レ民。雖^レ有^レ民、無^レ政^リコト。雖^レ有^レ政、不^レ其^レ行^ハ、不^レ如^ニ之^レ無^ニ也。公慎^テ行^レ焉^レ。云爾

10オ

復^タ使^フニ^レ於^レ臣^一ヲ有^レ道乎。君ノ之視^レルコト臣^ヲ、如^ニナレハ手足^一ノ、則^レ臣視^レルコト君^ヲ如^ニシ腹心^一ノ。君ノ之視^レルコト臣^ヲ如^ニナレハ犬馬^一ノ、則^レ臣視^レルコト君^ヲ如^ニシ國人^一。君ノ之視^レルコト臣^ヲ如^ニナレハ土芥^一ノ、則^レ臣視^レルコト君^ヲ如^ニシ寇讐^一ノ。故^ニ臣不^レ遣^レスレ^レ君^ヲ、君不^レ輕^レ臣^ヲ、臨^テ改^メ令^ヲ、斥^レ邪施^シ正^ヲ、遠^ニ倭人^一ヲ、重^ニ忠^一信^一ヲ、以^テ御^ニ于家邦^一ヲ。百官有^レ司莫^ニ敢^テ不^レ服^セ。苟^モ為^ニ後^レニシテ義^ヲ而先^レ利^ヲ、不^レ奪^ハ不^レ廢^カ。其^レ君臣^一一心上下以^レ無^ニ怒讐^一、所^ニ以^テ為^ニ萬世^一之治效^一也。咨^テ惟^レ徳動^レ天^ヲ。無^ニ遠^ク弗^レ届^ラ。奚^ヲ為^レ其^レ雖^レ有^レ智、無^レ仁。雖^レ有^レ仁、無^レ勇。雖^レ有^レ勇、無^レ土地^一。雖^レ有^レ土地^一、無^レ世臣^一。雖^レ有^レ世臣^一、無^レ田。雖^レ有^レ田、無^レ民。雖^レ有^レ民、無^レ政^リコト。雖^レ有^レ政、不^レ其^レ行^ハ、不^レ如^ニ之^レ無^ニ也。公慎^テ行^レ焉^レ。云爾

10ウ

天保五甲午歳七月

倉田不退堂藤原聖純謹識

二 「墾田報徳序」より見た報徳思想の原型

1. 著者不退堂聖純について

著者不退堂聖純の人物像をはじめて世に詳細に紹介したのは、二宮尊徳と不二孝指導者の關係を研究した岡田博氏である。^{〔1〕}同氏の研究によれば、不退堂は小倉正二位権中納言豊季卿を父、飛鳥井從三位左中将信実卿の娘を母として、寛政六（一七九四）年に生まれた。若くして出家し洛外西北岩屋山志明院に入山、入木道を志し、二十代の末には持明院流の書家として一家をなしたと云う。文政十一（一八二八）年に還俗、関東に下向して、天保二（一八三一）年十月には江戸近郷日暮里の修性院で「千疊敷」の大文字を描くパホームンスを演じ評判を博した。しかし、肝心の小倉家の家譜に不退堂に関する記述は無く、右のルーツを明証する記録に乏しい。晩年、奥州白石藩（仙台藩臣片倉小十郎知行所）に仕官し、白石城下に住んだ。このとき同藩に提出した身分書上では倉田耕之進を名乗り、関東下向の目的は歌道修行のためであったとしている。倉田の姓は前掲翻刻文にも記されており、櫻町時代から使用しているが、公卿出身者が倉田耕之進を名乗った経緯は不明であり、関東下向の目的が歌修行であったとするのも現実との間の整合性を欠くの感を禁じえない。岡田氏によれば、不退堂は関東下向前から小谷三志と交流があり、三志に入木道師範の免許を与えていたという。

天保五（一八三四）年四月二十七日に「内用有之」櫻町を初訪問し、尊徳の子女に書を教える客人として櫻町陣

屋の長屋に寄食することになった。後年、相馬藩士富田久助が尊徳に入門した経緯と比べ、不退堂があまりにたやすく客人の扱いを受けていることから、三志はじめ不二孝関係者がよほど入念な斡旋を施したものと見える。ともかく不退堂の来歴にはまだ不明な点が多い。

ところで不退堂が「壘田報徳序」を執筆した「天保五甲午歳七月」は、報徳思想成立の重要指標と目されている。「三才報徳金毛録」（以下「金毛録」と表記）を浄書、完成した「天保五甲午歳秋日」とほとんど同時期である。「金毛録」は二宮尊徳の著した草稿にもとづき不退堂が浄書し、「壘田報徳序」は尊徳の依頼を受けて不退堂が執筆したと言われるが、いずれにせよ両者はほとんど同時期に成立した。両書成立の経緯を確かめると、直前の五月十一日頃、不退堂は持病が再発、「吹物」が生じたとして湯西川温泉に湯治に出かけ、約一か月を経た後、六月十一日に櫻町に戻った。³ 不退堂が湯西川に旅立つ際、その路用を提供した尊徳の金銭出納帳⁴に

十一日朝

志明院家門弟

一 金貳両

不 退 堂

是は去月 罷越、色々書物致し、しつ再発仕候に付、湯西湯罷越度相願候間路用遣候

とある。「色々書物致し」という文言から、櫻町に来訪し幾ばくもない不退堂が、すでに尊徳の手になる草稿類からの浄書や、自ら執筆する書の準備作業を開始していた形跡が読み取れる。来訪からあまりに日数の少ないことから、不退堂はもともと山積していた尊徳の草稿を世に出すための要員として、不二孝関係者が仲介し櫻町に招聘され、特定の仕官先も持たなかった不退堂がこれに積極的に応じた、というのが真相であったと推測する。そうであれば重要な意味を持つ文書の作成を、初めての来訪者に不用意に任せられる筈がない。

不退堂は、「金毛録」「壘田報徳序」以外にも、いくつか仕法関連の著作・編集・浄書に携わった形跡がある。た

とえば、天保九（一八三八）年三月の「報徳国家泰平録」十巻もその一つである。不退堂が報徳思想の形成に果たした役割、かれが世間に紹介しようとした、成立間もない原型たる報徳思想の姿について考察するには、これにも触れる必要があるだろうが、小考では先ずは「金毛録」の成立する前後に的を絞り、「墾田報徳序」を通じて看取される不退堂の「治民」論から、彼が理解した報徳仕法のありよう、ひいては成立間もない報徳思想の原型たる姿を考察してゆきたい。

註

- (1) 岡田博「報徳と不二孝仲間―二宮尊徳と鳩ヶ谷三志の弟子たち―」岩田書院、昭和六十年七月刊。
- (2) 「天保五甲午年日記帳」六月十五日の条（「二宮尊徳全集」第三巻日記、二九五頁。以下、全集と略称）。
- (3) 同右。
- (4) 「天保五午年 当座金銀米銭出入帳」五月十一日朝（全集三十五巻雜輯、五五三頁）。

2. 「墾田報徳序」のまえがき

不退堂の来歴と「墾田報徳序」執筆に至る経緯を述べてきたが、これを踏まえ、「墾田報徳序」の内容を概観することから考察を始めたい。「墾田報徳序」の全体構成を概観すると、同書はまえがきにあたる部分（段落①～③）と、続く本文「治民ノ解」（段落④～⑫）からできている（①～⑫の区分は、翻刻校訂者、阿部）。

まえがき（段落③）のなかで不退堂は、「爰ニ請ニテ治論一説之副文一ヲ」と記し、尊徳から推進する仕法とその精神を著者に代わり世間に紹介する文の執筆を依頼されたとしている。但し、紹介する対象たる書が何かあきらかに

してはいない。ともかく不_レ退_レ堂が櫻町に招聘された時には、尊徳が自ら執筆または作成を指示した仕法マニユアル、ならびにその裏付けとなる哲学・理念の草稿が山積していたと推定する¹⁾。

不_レ退_レ堂は尊徳に会う以前から、仕法に関する情報をさまざま得ていたであろうが、「金毛録」をはじめとする種々の仕法書の浄書や、それらを推奨する書の執筆を依頼されるまでの日数はあまりにも少ない。わずかな期間中に仕法とその理念の精髓を見極め、適切に敷衍しながら世に喧伝する文章を著すことは並大抵の仕事ではない。この間約一か月間の湯治生活も、それを準備するための期間ではなかったかと推測される。

「壘_ニ田_ニ報_ニ徳_ニ序」まえがきの段落①の中で、不_レ退_レ堂はまず二宮尊徳の櫻町に於ける荒蕪地開発・窮民救済事業の成功を紹介する。注目すべきは、不_レ退_レ堂が尊徳の仕法の成功した理由を端的に、「頗_{フル}設_ニク_ニ彝_ニ倫_ニノ_ニ善_ニ矩_ニ」と断定している点である。すなわち尊徳の行った仕法の優れている点は、その根底に人の道が据えられており、人が守り行_ハうべき常道の基準がしっかりと示されていることだ、とも述べている。また、さらに換言すれば、それは農をもつて国を安定させる道であり、昔から古典が教えてきたところであるともいう。一方、尊徳が仕法を請け負う条件とした年貢上納に上限を設定することについてはまったく触れていない。その重要性を正確には認識できていなかったとも考えられる。

つぎに不_レ退_レ堂は、尊徳が地に埋もれる「無_レ盡_レ蔵」の資財を開発することで世望に応えようとして書を著し、その書に「無_レ盡_レ開_レ倉_レ積」の名を付けたという²⁾。「無_レ盡_レ開_レ倉_レ積」という名の仕法書は、天保六年から同九年にかけて櫻町に仕法指導を求めて来訪した諸藩・諸家の人々にしばしば貸し与えられた。一定額の資財の投資が数年後、数十年後にどれだけ額の額に達し、当初には想像も及ばぬ成果を残すかを複利計算で示す積算書で、岡田氏も指摘する通り、その多くが天保三年十一月頃から常陸国真壁郡桑山村の和算家大島（白金）勇輔らに手伝わせて制作した書で

ある。³

つづく段落②では、早朝から夕方遅くまで黙々と仕事に精を出す民衆の心、すなわち「農の徳」を大切にせず、力で民衆を抑え込む暴君的な「治民」の方法が横行することを歎く尊徳が、「徳を以て徳に報いる」の道理を説く書を著し「無盡報徳現量鏡」と名付けたと述べる。全集第十二巻櫻町領三には、天保三年の「報徳権量鏡」一冊が収録されている。金壹両の資金の三割利倍積み立てが複利計算の結果、数年後、あるいは数十年後にどれだけ増殖するかを積算した帳簿であり、これも和算家大島勇輔の援助で制作され、求めに応じて人々に示し貸し出されたものである。⁴不退堂はこれらの仕法書の実物を見て趣旨説明を受けたうえで、それらの浄書や推奨文の作成を依頼された。「再三辞^レトモ之ヲ、不^ニ敢^テ肯^一カ而」と幾度も辞退したが、強く要請され拒めなかつたという。以上が翻刻文から読み取れる、不退堂が「壘田報徳序」の執筆に至る経緯である。

ところで段落②には、もう一つ注目すべき箇所がある。右の「無盡報徳現量鏡」に続いて「傍^ラ論^ニ三才・變化・四序・生殺之道^ヲ。其^ノ論明確^{ニシテ}幽^{ナルコト}若^ク深淵^一、煥^{タルコト}若^ク曝日^一。益厚^{キコト}不^レ耻^ニ古人^一。」と述べているところである。「無盡開倉積」や「無盡報徳現量鏡」を作成する一方で、尊徳が論じ著作したのものとして「三才・變化・四序・生殺之道」を採り上げている。しかも、それを「其^ノ論明確^{ニシテ}幽^{ナルコト}若^ク深淵^一、煥^{タルコト}若^ク曝日^一」と激賞している。書名こそ明示されてはいないが、この書は内容から推して個々の仕法の具体策を述べたものではなく、仕法の基準となる根本哲学や理念を論じたものと考えられることから、同時期に浄書を依頼されていた「三才報徳金毛録」を指していると推定する。前掲翻刻文と補註から見とれるように、「壘田報徳序」の各所に「金毛録」からと推定される引用が多数あることがあきらかで、不退堂が「金毛録」を精読しつつ「壘田報徳序」を執筆したことが分かる。以上、まえがきから読み取れる事柄について述べた。次に本論である「治民ノ

解」から、仕法と理念に関わる不退堂の理解のしかたについて考察したい。

註

- (1) 「全集第一巻原理」に収載された尊徳の思想形成過程を示す草稿の多くが、天保二、三年から五年頃にかけて集中していることに注意したい。
- (2) 前掲翻刻文、段落①の註6参照。
- (3) 「天保三千辰日記」(全集第十二巻、四四六頁以降)に記録あり。
- (4) 前掲翻刻文、段落②の註4参照。

3. 基礎と成る悟道哲学と現状認識

本論「治民ノ解」の冒頭、段落④にある「陰陽異^レニシ位^ヲ、動靜異^レニス時^ヲ而、皆ナ不能^レハ離^ル乎大極^ニ」は、すでに尊徳が天保五年夏頃までに執筆していた「金毛録」をはじめとする悟道(哲学)関係の草稿から、不退堂が短期間に学んだところを略記したものであろう。大極に始まり天地開闢・万物造化の輪廻のうちに人間生活をも位置づけ包摂しようとする自然観・宇宙観は、「近思録」や「周易」などを通じ、近世後期に庶民社会にまで浸透していた太極思想にもとづく天人合一の世界観であり、そのうえに天保二、三年頃から同四、五年にかけて、不二孝仲間との交流を通じて、不二孝教義の影響を受けながら、急速に尊徳のなかで形成、確立された思想である。これについてはすでに加藤仁平・内山稔・岡田博氏によつて取り上げられている。¹⁾

しかしながら、不退堂は「金毛録」に触れたとはいうものの、「金毛録」の天道人道思想の奥義に踏み込む議論をしようとはしていない。当面、それに向かう必要は考えなかつたようで、もっぱら「治民」論に向かうことを急

いでいる。

段落④の二行目以降には、当代の社会に対する不退堂の現状認識のあり方が、「治民」（統治）を論ずる前提として語られている。底本のこの部分には書式上の擡頭が「帝降之衷^ニ」と「大樹・聖君累世」の二か所に用いられている（いずれも翻刻する際は一字分の闕字とした）。これは「治民ノ解」冒頭の「恭^{シク}惟^{ミルニ}」の文言とともに、この書を領主層にも読ませることをはじめから予定した表現上の配慮と云える。同時期に報徳仕法を紹介する目的で著された「若林自脩作文集」も読者として領主層を強く意識しており、これには依頼者尊徳と両著者の間に共通するねらいがあつたと見てよからう。

つぎに「雖^レ有^リ「^リ人民貴賤^ニ」にはじまり「不^ニ「^シ孰^レレカ^ク媿快^乎」に終わる文章は、当代日本の「治民」の現状についての認識を物語る。そこで用いられる「帝降之衷」の語は、はなはだ難解ではあるが、「帝降」を「帝綱」と解すれば、天子や将軍が敷いた国制のおかげで、我が国では人倫に貴賤の差はあれ、節度が備わり平和でもあることから、常道から外れることのない状況を指し、それを「大^{イナル}哉、吾邦獨^リ冠^ニ絶^{スル}五大洲^ニ」と持ち上げ、周辺諸国これに感化されぬものなし、とまで称讃している。

これにつづき、当世かくのごとくまことに結構なご時世だが、これは「大樹・聖君累世倍々布^ニ武威^ヲ、其^ノ徳巍々^{タリ}乎」、つまり将軍や大名諸侯の「武威」がますます力を發揮し、政事の徳が大きく広められるからである。それは大名はじめ諸家が皆儒学をよく学び旧弊を改め、世の秩序を正しているからで、おかげで国はおだやかで、もはや戦の苦しきもない。したがって、「不^ニ「^シ孰^レレカ^ク媿快^乎」、すなわち、こんな有難い時代に誰が怠慢を貪ろうとするであろうか、との現状認識を語っている。

当代の政事を絶賛する文言が連ねられているのは、「治民」を論じ政道批判の誹りをうけることを警戒する当時

の常套手段でもあったろうが、これはひとり不退堂だけに特筆されるものではなく、尊徳はもとより不二孝の教義にもみられたもので、当代人が共通に有する基本スタンスであったと云つてよい。不二孝の教義では、地上に生を受けるものすべては、「天の三光」すなわち太陽・月・星の恵みを受けており、世の平穩も三光の意志を正しく継承する天子將軍によつてはじめて護られると説いた。「地に帝王將軍ましますば、何を以て天下泰平、国土安穩、五穀成就をいのらせ給ふ方もなく（中略）、其主親のめぐみのもととは畢竟天子天日の御仁徳御武徳を以、世を治め給ふ故に、当時の如く世の中靜謐にして、（中略）みな天子天日の御恩なり」と、天皇將軍の統治による御仁徳の尊崇を説くのが基本であった。³

註

- (1) 加藤仁平「二宮尊徳全集補遺」、内山稔「尊徳の実践経済倫理」、岡田博前掲書。
- (2) 拙稿「報徳思想」の成立と「若林自脩作文集」について「国士館史学」第一六号（平成二十四年三月）。
- (3) 小谷三志「抑々御法家のはじめは」『鳩ヶ谷市の古文書 第十三集 小谷三志著作集I』一一―一三頁。

4. 荒蕪地開発の思想

そのうえで段落⑤の冒頭からは、「爰^ニ有^リ白鳥公^ニ、語^テ兎角翁^ニ曰^ク」と、「白鳥公」と呼ばれる人物の問いに対し、「翁」が応答する或問形式で本論が展開される。「白鳥公」の言うには、我が邦の現状は廢田（荒蕪地）が多く、そのため身分の上下にかかわらず貧しく老人ばかりが遯り、すぐれた人材が失われ、邦の荒蕪は止まるところを知らぬという。

これに対する「翁」の返答は、Ⅰ、耕地の開発が行われず、財が不足すること自体は決して国の害ではない。Ⅱ、執政者に礼がなく、庶民に人の道を学ばせようとしないことが国を滅ぼす。Ⅲ、現今は「不^レ見^ル泰山^ハ河^海」之弊、すなわち為政者に社会の実情を知らぬ弊がある。Ⅳ、多くの古典が教える道は唯一つ、世の中で最も緊要なことは生死の問題である。Ⅴ、人が命を維持するのに米麦以上大切なものはない。以上である。

「白鳥公」の問いが、当時深刻な問題であった荒蕪地の増大をストレートに突いていたのに比べ、「翁」の応えはとかく回りくどく、政事においては物産・資財の豊かさだけが問題ではなく、礼と学こそが重要である、という儒学の原則論を述べた後で、結局は米麦こそが重要というように、もって回った表現になっているが、前掲のⅢⅤは婉曲ながらも当代諸侯の現実政治への批判ともなっている。

次の段落⑥になり、「所^ハ本^トスル者、田圃也」と、ようやく「白鳥公」が提起した本来の問題、「廢田」再開発（墾田）に立ち戻り論が進められる。ここでも先ずは、「今^ヤ海内非^レ不^ル充^ニタ^タ鎡基」。非^レ不^ル時^ニ耕稼」と、言わずもがなの現状認識が述べられたうえで、「雖^レ然^リト、細^カニ推^セ其^ノ端^ヲ、亦不^レ無^ニ荒田^一乎。」と婉曲的表現で荒蕪地の存在の確認が行われる。じつはこれも翻刻文の段落⑥の補註2に示したとおり、「金毛録」の廢田開発論の文言を踏まえたもので、尊徳の著作にもとめられた表現を踏襲するものである。しかしながら、これだけを見て不退堂に農村荒蕪、荒地地増加の現実感に乏しいとする誹りは必ずしもふさわしいものではない。

続く文章では、「凡^ソ以^テ田疇拾畝^ヲ、育^ニ一人之命^ヲ。故^ニ廢^{スレハ}一町^一、及^ニ十人之命^ニ」と、これ以上荒蕪地の増えることに強い警戒感を示し、「長^レタル民^ニ之土」すなわち領主たる者、これを捨て置くならば、それは戦をして民を苦しめるに等しく、一村の禍いは一国に及び、やがて天下を乱すことにもなるとして、小規模なものであっても荒蕪を侮るべきではないとして、荒蕪地を放置、あるいは注意を怠る領主の責任について指摘する。

「若林自脩作文集」が、「田畑次第に荒野となり、百姓分散して竈亡滅するは、必其時之役人の政事方の行届かざる故ならんや」と、田畑の荒廃を自然現象や百姓怠惰の所為にすることに反対したのと軌を一にするところがある¹⁾。これはともに尊徳や仕法関係者の言によく耳を傾けた結果でもあろう。

段落⑦では「烏公」から「興廢ハ命ナリ也。何ヲ以カ頼レ命ニ」という、やや現実味を欠く問いが発せられ、それに応えるかたちで論述が進められる。応答する者が誰かは明記されていないが、前後の構成から見て「翁」以外に想定できるものはない。応答の主旨は、悪を斥け徳を掲げて国政を導けば、困難を克服できない筈はない。諸侯が悪に適切に立ち向かい、たとえ庶民に過があつても、諸侯が先ずは我が身を責め民を思いやる気持ちがあれば、隣国の民までが自ずとこれを慕い、子を背負い集まり来ると述べている。儒学によくある一般的な仁政論であり、とりたてて特色のある「治民」論とは云えない。

ここでさらに「烏公」の「乏^ニハ^ニ貨財^ニ、如之^ハ何^シ」という問いかけが行われる。現実に目の前に貧しいという問題があるが、これをどうすればいいのか。この問いこそ「白烏公」の問いかけに初めからあつた問題であり、尊徳が仕法で取り組んできた深刻な課題であり、当然ながら「墾田報徳序」が説くべき根本問題である。ようやくその問題にたどりきたり、以下巻末まで「翁」の応答が続くが、その冒頭、段落⑦の後半部分で不退堂が先ず強調していることは、やはり「財」と「徳」に関わる道義上の問題である。すなわち「財」を得ることは易く、「財」を失うことは危うい。これは土地・人民そして政事に関わることがらで、もし私欲のみで財宝を求めれば禍はたちまち身に及ぶ。たとえ諸侯が貧しく（財政が困窮し）ても義を失わず、善を顕彰し、悪を戒め、真心をつくして「徳」を勧めれば、結果として「財」を生ずることは難くない。国に遊民なく農を怠らず生業に尽くす者が多ければ、しいて資財（富）に頼る必要もない。「財」を求めること自体を優先目標とせず、「徳」を勧めることを大切に

すれば「財」は自ずからついてくるとして、「財」を求めるときを自己目的化しない「治民」のあり方を力説する。これも尊徳からうけた精神の表明であらう。

註

(1) 拙稿「報徳思想」の成立と「若林自脩作文集」について『国士館史学』第一六号(平成二十四年三月)、同「若林自脩作文集」の翻刻と補註」同右。

5. 報徳仕法の本領

「財」と「徳」の議論が続いて段落⑧に入ると、ようやく報徳仕法の本領が明確に具体化して現れる。仮に金一両を荒蕪地の再開発事業に六十年間計画的に投ずれば、それによってどれだけの開発成果が上がるか。すなわち前掲の「無盡開倉積」や「無盡報徳権量鏡」が仕法見込みとして具体的に示そうとした内容の一端が語られ、「無盡藏之徳固トニ不^レ疑フ」とその成果は確実であると強調する。そのうえで「恒産無ければ恒心無し」「衣食足りて後、礼節興る」の理通りに困窮者の救済・教化を進めるべきだとする¹⁾。

段落⑨では、尊徳が櫻町で行った施策が仕法の基本方針として具体的に語られる。①寺社祖廟を大切にし修補を退けないが、僧侶の破戒は厳しく戒める。②百姓の子で農業に励み孝に勤める者には米と農具を与えこれを励ます。③家屋が傷めば、大工に命じて修復させる。④蓄えのある者には「称貸し」(無利息金)をさせる。⑤村役人や古老を敬い尊重し侮らない。⑥諸侯は賊を取り締まるが、民が罪を犯しても、民の父母たる我が身を悔い、民には道を教え生活資財を施す。⑦罪の軽重を考え、できるだけ罰を省く。⑧百姓が家を潰し身を亡ぼすのは、財に起

因することに注意する。これらはすべて櫻町領の仕法で、尊徳が重視し実践していたことがらである。

段落の後半、金一兩を元金、利息一割五分で、一千百八十遍複利計算した結果が例示される。これも前述の「無盡開倉積」や「無盡報徳権量鏡」等の書類に記載されたことがらである。このような積算結果を知ること、金融の効果を知らるとともに、一方で不用意な金融が貸借双方の身を「ばすことを弁え、これを「称貸し」（無利息金）にすれば、危険を防止し双方おおいに恩恵を受けると、当時「仁助金」「元助金」「元恕金」などの名で実施されつつあった報徳金融の意義を述べる。³¹

さらに人民教化についても、①民の父母（領主＝為政者）たる者として、庶民の減び（生活破綻して）行くのを見過ごしてはならない。②百姓の子は幼稚から読み書き算用を習わせ、男子は十三才未満から自立して生活する術を身に付けさせ、女子は蚕を飼い糸をとり布を織る仕事を習わせ、親に孝養をつくさせる。③日頃から贅沢を禁じ博奕を取締り、飲酒の節制に勉めさせる。④媚びへつらう者は遠ざけ、逆らう者はあえて近くに置いて教え導く。⑤人の行動は最後まで慎重に見届け用心観察する。⑥富裕者のみを挙げ用いることをしない、など尊徳が心懸けてきた「治民」の具体策を紹介する。

そのうえで、「治民」には緊要な事柄がいろいろあるが、書物にすべてを尽くすことは到底できない。さまざまな工夫をして、なおかつそれでも十分でなければ、さらに「己を顧み我が身を正して、民を慰め思いやる心が大切である。そうすれば、水が低きに流れるがごとく教えもおのずと広がり行き、「徳」が国の内外にあふれ出る、と述べる。

段落⑩では、身を修め国を治めるには種々の方法があるが、民から税を取ろうとする欲を抑え、できるだけあるもので足りるようにしてゆくことが大切だととして、儒学の先王の道に立ち帰り説明する。ここで「治^レルコトハ地^ヲ

というのは、「治民」と同義で、民を治めるに「助」よりふさわしいものはなく、「貢」すなわち税の負担を民に強いるほどの悪はない。したがって施しなくして獲るものなしと戒めるべし、と繰り返している。為政者が自分の都合を優先し、利を得ることを急げば、かならず後に失うものがある。極力・利欲を抑え、「己カ所^レハ好^ム、與^レ衆好^レミ之^ヲ、己カ所^レハ悪^ム、與^レ衆悪^レメ之^ヲ」と心懸けることが大切だという。

最後の段落^⑫では、君主たる者の心構えを総括してまとめとする。君主は家臣の使い方一つも、ゆるがせにできない。臣を「犬馬」「土芥」のごとく扱えば、臣もまた君主を「国人」や「寇讐」のように見なす。君主が日頃から臣を軽んずることなく、佞人を斥け忠臣を重んずるよう努める大切さを述べる。本来、家来が君主に従わない筈はないが、主君が義をないがしろにし、私利を優先させれば、他人の物をむさぼり取らねばならぬような混乱に陥る。君臣みな心をついにし、怒りや恨みをなくすならば、それこそ万世栄える政治の成果であり、「徳」が「天」をも動かした結果だと云える。君臣の関係が疎遠でさえなくば、民を治めることは難しいことではない。諸侯は謹んでこれを行うべきである、と結論づけている。

註

(1) 不二孝の教義書「人間一生を六十年と立て」(鳩ヶ谷市の古文書第十三集・小谷三志著作集「九頁」)では、「人間一生を六十年と立て、過去六十年、現世六十年、未来六十年」とし、過去・現在・未来をつなぎ、「三世通達」の心願をもって生きることの大切さを教えている。これは尊徳の「三才報徳金毛録」の基礎を成す、悟道哲学の「三世観通」思想に大きな影響を与え、復興仕法書の中に採り入れられた。

(2) 天保三年十二月から展開する新たな金融システムについては、「天保三年当座金銭米出入帳」全集三十五巻、五三六頁。

まとめに

「三才報徳金毛録」と同時期に成立した不退堂聖純著「壘田報徳序」を紹介しつつ、著者不退堂聖純の理解を通して見た、成立間もない揺籃期の報徳思想の姿をあきらかにしてきた。ここでそれを総括し小考のまとめとする。

(1) 著者不退堂が櫻町を訪問し、仕法の説明を受けてから本書を執筆するまでの期間はたいへん短い。この間に自ら櫻町仕法の実態を調べ主体的判断を下すことは非常に困難なことである。必然的に仕法に関する不退堂の理解は、尊徳自身とその著書「三才報徳金毛録」その他の仕法書類から端的に学び取ることが基本となった。不退堂に入木道以外どんな教養が備わっていたか不明だが、小谷三志をはじめとする不二孝仲間との交流もあり、不二孝の教義からの影響も受けていた筈である。

(2) 「壘田報徳序」において不退堂が仕法理念の一環として紹介した世界観や当代に関する現状認識は、尊徳じしん少年期から学んできた儒仏神道の教養に不二孝の教養を折衷して形成したものである。太極に発し天地開闢以来、不断に万物造化を続ける輪廻転生のなかに人間世界をも包摂し、將軍諸侯の武威と徳の広がりによつて平穩な当代社会が築かれていることに報恩・崇敬の念を表す。これは成立間もない原型たる報徳思想の基本的ファクターの一つとなっている。その点から見れば報徳思想は揺籃期から現状変革というより、現状の漸進改良型の指向を強く持った思想であるといえる。

(3) それにもかかわらず、廃田・荒蕪地が増え続け上下が困窮する現状には強い危機意識を持ち、これを放置したまま目先の利を追う為政者には厳しい批判の矛先を向ける。その際、私欲のみで財を増やそうとすること

はかえって身を亡ぼす結果となるが、「衣食足りて礼節を知る」の理に則り、民の生活を助成することこそ肝要である。そのためには、「無盡開倉積」や「無盡報徳権量鏡」などに示す再建計画にしたがい、「徳を以て徳に報いる」理念にもとづいて「称貸し」（無利息金）を活用するのが望ましいとする。不退堂は最後に、「治民」の責任を担う君主たるものが、義をないがしろにし私利を貪ることから社会が乱れるのだとして、君臣ころを一つにして政事に取り組む必要性を強調し、報徳仕法とその理念を紹介する本書を終結させている。

(4) なお、「墾田報徳序」において不退堂が紹介する揺籃期の報徳思想を、同時期に生まれた若林金悟著「若林自修作文集」と比較すると多くの共通点を確認できる。また、嘉永三年に成立した富田高慶の「報徳論」と比較すると、「墾田報徳序」の報徳思想には、「報徳論」で明確にされた天道自然と人道作為の対立観（人道作為論）、国家社会の安危は讓奪に在りとする考え（推讓論）、国家と国民の経営再建には年間経費の上限を設定する（分度論）など、確立・完成期に入った報徳思想で整序・体系化され明確になる基本理念が、萌芽の兆しは孕みつつも、いまだ明確に打ち出されてはおらず、あいまいな状態にとどまっている実態をあきらかにできた。

（平成二十四年十月二十六日 了）

*「墾田報徳序」の閲覧、翻刻にあたり報徳博物館の飯森富夫先生に多大のお世話になった。末筆ながら記して謝意を申し上げる。